

低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

新（改正後：令和4年8月1日適用）	旧（改正前）
<p>第1～第17 略</p> <p>（別添）            工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定            事務処理要領の第3に定める調査基準価格は、次により算出する。</p> <p>1 電気通信設備工事以外の工事</p> <p>（1）一般的な建設工事</p> <p>ア 算定方法            工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額とする。            ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額。</p> <p>① 直接工事費の額に9.7/10を乗じて得た額            ② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額            ③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額            ④ 一般管理費等の額に<u>6.8</u>/10を乗じて得た額</p> <p>イ 特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに7.5/10から9.2/10までの範囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。</p> <p>ウ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>2 電気通信設備工事</p> <p>（1）一般工事の算定法            工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。            ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額。</p>	<p>第1～第17 略</p> <p>（別添）            工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定            事務処理要領の第3に定める調査基準価格は、次により算出する。</p> <p>1 電気通信設備工事以外の工事</p> <p>（1）一般的な建設工事</p> <p>ア 算定方法            工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額とする。            ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額。</p> <p>① 直接工事費の額に9.7/10を乗じて得た額            ② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額            ③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額            ④ 一般管理費等の額に<u>5.5</u>/10を乗じて得た額</p> <p>イ 特別なものについては、アにかかわらず、契約ごとに7.5/10から9.2/10までの範囲で契約担当者の定める割合を工事価格に乗じて得た額。</p> <p>ウ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>2 電気通信設備工事</p> <p>（1）一般工事の算定法            工事価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～⑤）の合計額とする。            ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額。</p>

低入札価格調査制度事務処理要領 新旧対照表

新（改正後：令和4年8月1日適用）	旧（改正前）
<p>① 直接工事費の額に9.7/10を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費と機器間接費の額の和に9/10を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に<u>6.8</u>/10を乗じて得た額</p> <p>⑤ 機器費の額に<u>9.2</u>/10を乗じて得た額</p> <p>(2) 鉄塔・反射板工事の算定法</p> <p>工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①～⑤)の合計額とする。</p> <p>ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあつては9.2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては7.5/10を乗じて得た額</p> <p>① 工場塗装費と直接工事費の額の和に9.7/10を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に<u>6.8</u>/10を乗じて得た額</p> <p>⑤ 鉄塔製作費の額に9.42/10を乗じて得た額</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>本要領は、令和4年7月21日から施行し、令和4年8月1日に入札公告する対象工事から適用する。</u></p>	<p>① 直接工事費の額に9.7/10を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費と機器間接費の額の和に9/10を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に<u>5.5</u>/10を乗じて得た額</p> <p>⑤ 機器費の額に<u>9.07</u>/10を乗じて得た額</p> <p>(2) 鉄塔・反射板工事の算定法</p> <p>工事価格算出の基礎となった次に掲げる額(①～⑤)の合計額とする。</p> <p>ただし、その額が、工事価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあつては9.2/10を乗じて得た額とし、工事価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては7.5/10を乗じて得た額</p> <p>① 工場塗装費と直接工事費の額の和に9.7/10を乗じて得た額</p> <p>② 共通仮設費の額に9/10を乗じて得た額</p> <p>③ 現場管理費の額に9/10を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費の額に<u>5.5</u>/10を乗じて得た額</p> <p>⑤ 鉄塔製作費の額に9.42/10を乗じて得た額</p>